

令和 8 年第 1 回定例会

防災環境産業委員会資料

- 1 令和 7 年度 県出資法人等経営評価結果の概要について 2
- 2 令和 8 年度 県民生活環境部主要施策体系 3
- 3 令和 8 年度 組織改正（県民生活環境部関連）について 5

令和 8 年 3 月 12 日
県民生活環境部

○令和7年度 県出資法人等経営評価結果の概要について

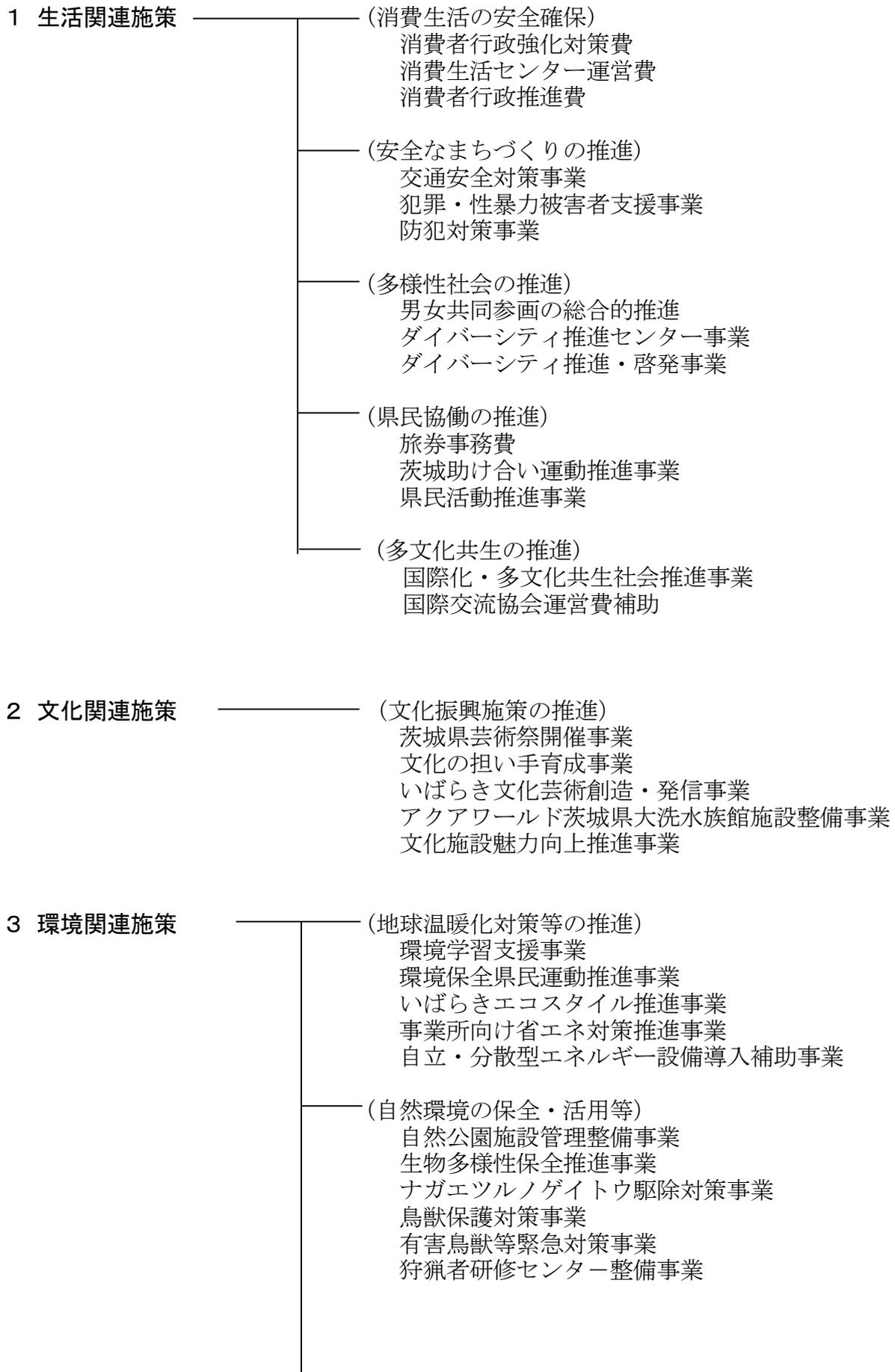
【県全体】

| 評価区分 | 法人数 (構成比) |
|---------------------------|--------------|
| 概ね良好 | 25 (78%) |
| 改善の余地あり | 5 (16%) |
| 改善措置が必要 | 1 (3%) |
| 大いに改善を要する又は 緊急の改善措置が必要 | 1 (3%) |
| 合計 | 32 |

【県民生活環境部】

| 評価区分 | 法人数 (構成比) | 出資法人名 |
|---------------------------|--------------|--|
| 概ね良好 | 3 (100%) | <ul style="list-style-type: none"> ・ (公財) いばらき文化振興財団 ・ (公財) 茨城県国際交流協会 ・ (一財) 茨城県環境保全事業団 |
| 改善の余地あり | 0 (0%) | — |
| 改善措置が必要 | 0 (0%) | — |
| 大いに改善を要する又は 緊急の改善措置が必要 | 0 (0%) | — |
| 合計 | 3 | — |

令和8年度 県民生活環境部主要施策体系



— (循環型社会づくりの推進)

循環型社会形成
一般廃棄物対策
産業廃棄物対策
不法投棄対策
産業廃棄物処理施設確保対策
いばらきフードロス削減プロジェクト推進事業

— (霞ヶ浦などの湖沼環境の保全)

浄化槽普及推進事業
霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業
霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業
アオコ対策事業
霞ヶ浦環境体験学習推進事業
牛久沼水質保全対策事業
澗沼水質保全対策事業
水環境調査研究事業

— (身近な地域環境の保全)

大気汚染・光化学スモッグ監視観測対策事業
水質汚濁監視観測事業
騒音・振動対策事業
化学物質管理対策事業
土壌汚染防止対策事業

令和8年第1回定例会

防災環境産業委員会資料

1 主な事務事業等の経過

- (1) アクアワールド茨城県大洗水族館の運営状況等について 2
- (2) 第12次茨城県交通安全計画策定について 4
- (3) 第6次茨城県廃棄物処理計画策定について 7

2 令和8年度県民生活環境部主要施策の概要

- (1) 犯罪・性暴力被害者支援事業 10
- (2) 国際化・多文化共生社会推進事業 12
- (3) 有害鳥獣等緊急対策事業 14
- (4) 令和8年度森林湖沼環境税活用事業 16
- (5) 再生資源物等適正保管推進事業及び不法投棄対策事業 17
- (6) 新最終処分場整備関連事業 20

3 令和8年第1回定例会提出議案の概要

- 男女共同参画の推進に関する基本的な計画について 23

令和8年3月12日
 県民生活環境部

1 4月～2月の入館者数の状況

11か月間の入館者数は約115万8千人となり、126万人台を記録し歴代2位となった昨年度の同時期と同じ水準で好調に推移

| | |
|---------------|-------------------------------|
| 4月から2月までの入館者数 | |
| R 3 | 714,416人 (コロナ禍による休館 8/6～9/30) |
| R 4 | 1,101,551人 |
| R 5 | 1,113,013人 |
| R 6 | 1,158,040人 |
| R 7 | 1,158,238人 |

2 各種リニューアルによる新たな魅力の提供

(1) イルカ・アシカオーシャンライブ
リニューアル (3/12)

開館以来初となるライブの大幅リニューアル。生きものたちが息を合わせて同時に跳ぶ「ツインジャンプ」などパフォーマンスを進化

また、巨大スクリーンを活用した映像演出や、各所に設置するライブカメラの多視点映像により、現実世界と物語世界が交じり合う演出を展開



(2) 売店「モラモラ」リニューアル (3/12)

グレーを基調とした落ち着いた雰囲気と、ポイントに使用される自然な木目が調和したこだわりのある空間にリニューアル

また、水族館内を観覧後もその余韻に浸りながら買い物を楽しめるよう、展示生物のスケッチ画やシルエットを配置



(3) NIGHT AQUAWORLD リニューアル (3/14)

暖流と寒流が交わる茨城県沖の海をモチーフにした新たな照明演出、夜行性生物に焦点を当てた展示など、「いのち交わる夜の新世海」を提供

また、夜限定の新オーシャンナイトライブでは、生き物と映像、音響、照明が一体となって描き出す幻想的なパフォーマンスを披露



3 令和7年度の主な地域連携事業

(1) 鹿島アントラーズコラボ (11/20~12/14)

鹿島アントラーズの公式グッズ「しかたこ」のモチーフとなった「マダコ」の特設水槽の設置、コラボデザインのグッズや年間パスポートの期間限定販売のほか、11月29日(土)にはOBである遠藤康氏のトークイベントを開催



(2) 茨城ロボッツコラボ (2/12~3/8)

茨城ロボッツのさらなる成長を願った水槽展示、選手の等身大パネルや直筆サインの展示のほか、2月21日(土)の一日館長デーには、館長に任命されたつくば市出身の陳岡流羽選手が様々なプログラムにチャレンジするイベントを開催



(3) 夜の水族館と地酒を楽しむ「宴夜」(3/7)

4度目の開催となる今回は、日本酒・梅酒・ワイン・ビールと、ジャンルの異なるお酒を一度に味わえる特別仕様で開催

また、政策企画部と連携し、大洗鹿島線を利用した来館者へのプレゼントや無料シャトルバスの運行など、公共交通機関の利用を促進



4 調査研究・教育普及活動

県内に定着した30種類以上の外来生物を展示し、外来種が引き起こす現状や問題を解説する「いばらき大外来種展」を開催

また、「アクアワールド・大洗 SDGs ノート」を使用して館内を周遊することで、児童・生徒が地球の未来を考えて行動する機会を提供



5 今後の取組み

令和9年3月21日に開館25周年を迎えることから、大水槽や飲食スペース等のリニューアル、希少サメ展示によるサメブランドの強化など、25周年記念事業に向けた準備に取り組む。

第12次茨城県交通安全計画策定について

生活文化課

1 策定の理由・根拠

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法第25条第1項において、茨城県交通安全対策会議は国の交通安全基本計画に基づき、茨城県交通安全計画（陸上交通※の安全に関する部分に限る）を作成しなければならないこととされている。※陸上交通：道路、鉄道、踏切道

現計画（令和3年度～令和7年度）が今年度をもって終了することから、次期計画を策定する。

2 計画の概要

【計画期間】 令和8年度～令和12年度

【内容】 県内における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

【重視すべき視点（案）】

- 1 道路交通
 - ・高齢者の交通安全確保
 - ・こどもの交通安全確保
 - ・生活道路等における交通安全確保
 - ・飲酒運転の根絶
 - ・自転車等の安全な利用

〔特に注視すべき事項〕 外国人の交通安全対策の推進、先進技術の活用推進

〔横断的に重要な事項〕 地域が一体となった交通安全対策の推進

- 2 鉄道交通
 - ・重大な列車事故の未然防止
 - ・利用者等の関係する事故の防止
 - ・事故の教訓を活かした総合的な交通安全施策
- 3 踏切道
 - ・それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進
 - ・社会を取り巻く環境の変化を見据えた踏切道の安全性向上

【数値目標（案）】 ※目標値について、道路は「暦年」、鉄道及び踏切道は「年度」による集計

| | 項目 | R5 | R6 | R7 | 目標（R12） |
|-----|-------------------|-------|-------|-------|----------|
| 道路 | 交通事故死者数（人） | 93 | 94 | 82 | 65人以下 |
| | 交通事故重傷者数（人） | 654 | 649 | 629 | 500人以下 |
| | 人身交通事故件数（件） | 6,489 | 6,005 | 6,162 | 4,300件以下 |
| 鉄道 | 列車の運転による乗客の死者数（人） | 0 | 0 | — | 0 |
| | 鉄道運転事故全体の死者数（人） | 10 | 2 | — | 減少 |
| 踏切道 | 踏切事故の発生件数（件） | 7 | 2 | — | 0 |

3 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

令和8年1月29日（木）から令和8年2月27日（金）まで

(2) 意見募集の方法

- ・ 県ホームページにて掲載
- ・ 生活文化課内、県行政情報センター、各県民センター県民福祉課、県立図書館、県中央交通事故相談所で閲覧

(3) 意見数

| | |
|--------|---|
| 意見者数 | 2名（個人：2名、法人・団体：0団体） |
| 延べ意見件数 | 10件 （通学時の自転車の安全利用に係る意見、外国人の交通安全対策に係る意見、交通指導取締りに係る意見 等） |

4 策定スケジュール

令和8年1月7日 令和7年度第3回茨城県交通安全対策会議（中間案審議）

令和8年1月29日～2月27日 パブリックコメント実施

令和8年3月18日 令和7年度第4回茨城県交通安全対策会議（計画決定）

第12次茨城県交通安全計画(案)の概要

基本理念 1.交通事故のない社会を目指して 2.人優先の交通安全思想 3.少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

※下線部分は新たに追加する項目

1 道路交通の安全

| | |
|---------------------|--|
| (1) 道路交通環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 「ゾーン30」や「<u>ゾーン30プラス</u>」の整備等の生活道路における交通安全対策の推進 学校、教育委員会、警察、道路管理者等が連携した通学路の安全点検及び道路危険箇所の改善の推進 交通安全施設等の適切な維持管理や高齢者や外国人にも分かりやすい交通安全施設等の整備の推進 |
| (2) 交通安全思想の普及徹底 | <ul style="list-style-type: none"> 関係団体や民間企業等と協力した参加・体験・実践型の段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図るための交通安全運動の推進 <u>外国人に対する交通安全教育の充実</u> <u>ライフステージに応じた自転車の安全利用に係る交通安全教育の推進</u> 飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発の推進 |
| (3) 安全運転の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 運転技能に着目したきめ細かな講習の実施等の高齢運転者教育の充実 安全運転管理者の意識向上や安全運転管理業務の確実な実施に向けた指導の強化 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の実施 道路交通に影響を及ぼす気象情報や自然災害発生時における情報提供 |
| (4) 車両の安全性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 自転車の定期的な点検整備や損害賠償責任保険等への加入促進等による自転車の安全利用の推進 「安全運転サポート車」の実車体験活動等の先進安全技術の普及促進 <u>特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイク等の新しいモビリティの安全対策の推進</u> |
| (5) 道路交通秩序の維持 | <ul style="list-style-type: none"> 飲酒運転、妨害運転等の悪質・危険な違反や、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの推進 <u>悪質・危険な自転車利用者に対する指導取締りの推進</u> |
| (6) 救助・救急活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 消防機関と医療機関の緊密な連携・協力関係の確保と、救助・救急体制及び救急医療体制の整備 |
| (7) 被害者支援の充実と推進 | <ul style="list-style-type: none"> 被害者等の心情に配慮した相談業務及び情報提供、公共交通事故被害者等支援の充実 |
| (8) 交通安全に関する調査分析の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 人、道路及び車両についての総合的な交通事故分析に基づく事故予防施策の確立 |

2 鉄道交通の安全

| | |
|-----------------|---|
| (1) 鉄道交通環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 鉄道施設等の安全性の向上 運転保安設備等の整備 |
| (2) 鉄道の安全な運行の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 運転士の資質の保持 気象情報等の充実 大規模事故等の発生時の適切な対応 |

3 踏切道における交通の安全

| | |
|---------------------------------------|---|
| (1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 踏切道の立体交差化や踏切拡幅 <u>踏切道における踏切道内誘導表示の設置等のバリアフリー化の促進</u> |
| (2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 障害物検知装置、警報装置等の踏切保安設備の整備 道路標識、道路標示等の視認性向上 |

第6次茨城県廃棄物処理計画の策定について

資源循環推進課

1 策定の理由・根拠

廃棄物の排出の抑制、再利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、廃棄物処理法第5条の5第1項において、茨城県は国の基本方針に即して、廃棄物処理計画を定めなければならないこととされている。

現計画である「第5次茨城県廃棄物処理計画」（令和3年度～令和7年度）が今年度をもって終了することから、次期計画を策定する。

2 計画の概要

(1) 計画期間 令和8年度～令和12年度の5年間

(2) 計画の基本理念

廃棄物の排出の抑制、再利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

(3) 廃棄物の減量化等の目標

| | 項目 | R12 目標 |
|-------|------------------|------------|
| 一般廃棄物 | 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 | 543 g |
| | 排出量 | 851 千 t |
| | 最終処分量 | 50 千 t |
| | 出口側の循環利用率 | 26.0 % |
| 産業廃棄物 | 排出量 | 11,500 千 t |
| | 最終処分量 | 167 千 t |
| | 出口側の循環利用率 | 48.8 % |
| 不法投棄 | 不法投棄の発生件数 | 80 件 |

(4) 重視すべき視点

【基本的施策の方向性】

- 1 3Rの促進・推進
- 2 廃棄物適正処理の推進
- 3 持続可能な廃棄物処理の推進

【重点項目】

- 1 プラスチックごみ対策
- 2 食品ロス削減の推進

3 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

令和7年12月16日（火）から令和8年1月16日（金）まで

(2) 意見募集の方法

- ・ 県ホームページにて掲載
- ・ 資源循環推進課内、県行政情報センター、各県民センター県民福祉課及び環境保安課、県立図書館で閲覧

(3) 意見数

| | |
|--------|---|
| 意見者数 | 3名（個人：3名） |
| 延べ意見件数 | 11件 （目標や施策等に関する意見 7件、文章表現に関すること 1件、 その他質問事項等 3件） |

4 策定経緯

令和7年 2月 5日 環境審議会諮問

10月 1日 第6次茨城県廃棄物処理計画（素案）のとりまとめ

12月16日～令和8年1月16日

パブリックコメントの実施、市町村等への意見聴取

令和8年 2月12日 環境審議会答申

第6次茨城県廃棄物処理計画（案）の概要

1 計画策定の趣旨

- (1) 趣旨 持続可能な社会の実現等に向けて、廃棄物処理対策や資源循環を推進
- (2) 位置づけ 廃棄物処理法第5条の5第1項（法定計画）
- (3) 計画期間 令和8(2026)年度～令和12(2030)年度までの5年間

2 廃棄物処理の現状

◎一般廃棄物（R5時点）

- ・ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：580g（全国：475g）
- ・ 排出量：967千t
- ・ 最終処分量：57千t
- ・ 出口側の循環利用率：20.0%（全国19.5%）

◎産業廃棄物（R5時点）

- ・ 排出量：11,540千t
- ・ 最終処分量：167千t（石炭火力発電所の港湾埋立分除く）
- ・ 出口側の循環利用率：48.4%
- ・ 不法投棄発生件数：112件（R6時点）

3 廃棄物の減量化等の目標

| | 項目 | R12目標 | 目標値の設定方法 |
|-------|------------------|----------|--|
| 一般廃棄物 | 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 | 543g | 全国との乖離縮小のため、国目標（年0.45%削減）の約2倍の削減（年0.91%）を目標として設定 |
| | 排出量 | 851千t | 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の削減目標を踏まえ目標設定 |
| | 最終処分量 | 50千t | 踏まえ目標設定 |
| | 出口側の循環利用率 | 26.0% | 国の目標に準拠 |
| 産業廃棄物 | 排出量 | 11,500千t | 増加させないという観点から設定 |
| | 最終処分量 | 167千t | 現状維持を目標として設定 |
| | 出口側の循環利用率 | 48.8% | 国同様に現状維持として設定 |
| 不法投棄 | 不法投棄の発生件数 | 80件 | 過去最少のH29水準（77件）を目標として設定 |

4 目標達成に向けた基本的施策

（3つの方向性を柱立て。特に取組を強化していくものについては、重点項目として柱立て。）

方向性1 3Rの促進・推進

- (1) 県民の3Rの促進
- (2) 事業者の3Rの促進
- (3) 市町村の3Rの促進

方向性2 廃棄物適正処理の推進

- (1) 不法投棄対策の強化
- (2) 排出事業者責任の徹底
- (3) 適正処理・適正保管体制の整備
- (4) 懸念されている廃棄物の処理に向けた検討等

方向性3 持続可能な廃棄物処理の推進

- (1) 一般廃棄物処理施設の整備支援
- (2) 産業廃棄物最終処分場の整備
- (3) 災害廃棄物処理体制の強化
- (4) 分野別産業廃棄物処理対策の推進

重点項目1 プラスチックごみ対策

- (1) 市町村におけるプラスチック分別収集の促進
- (2) プラスチックの再生利用による天然資源消費量の抑制
- (3) 海岸漂着物対策の促進

重点項目2 食品ロス削減の推進

- (1) 教育及び学習の振興、普及啓発等
- (2) 情報の収集及び提供、食品関連事業者の取組促進
- (3) 未利用食品等を提供するための活動促進
- (4) 市町村の取組促進

主要事業等の概要（案）

県民生活環境部 生活文化課

| 事業名又は議案の 名 称 | 犯罪・性暴力被害者支援事業 (犯罪被害者等見舞金支給制度について) | | | | | | | | | | |
|--|---|------|----|-------|------|-------|--------------------|------|--------|-----------------------------------|------|
| 1 予 算 額 | 36,917千円 | | | | | | | | | | |
| 2 現況・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害により生計維持者が死亡又は就労困難となるなど、経済的支援を求める声がある。 ・犯罪被害者支援への関心の高まりから、自治体独自の見舞金を支給する都道府県や市町村が増加している。 | | | | | | | | | | |
| 3 必要性・ねらい | 県において見舞金制度を創設することにより、被害者等への迅速な支援と経済的負担の軽減を図る。 | | | | | | | | | | |
| 4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等) | <p>殺人や傷害などの故意の犯罪行為により被害に遭われた方やそのご遺族に対する見舞金支給制度を創設し、被害者等への迅速な支援と経済的負担の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象となる犯罪被害 日本国内で発生した人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為による被害 ○支給対象者 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、県内に住所を有する犯罪被害者及びご遺族 ○見舞金の種類 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 50%;">支給対象者</th> <th style="width: 30%;">支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遺族見舞金</td> <td>犯罪行為により亡くなられた方のご遺族</td> <td style="text-align: center;">70万円</td> </tr> <tr> <td>重傷病見舞金</td> <td>犯罪行為により重傷病[*]を負った被害者本人</td> <td style="text-align: center;">40万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※療養の期間が1か月以上（精神疾患の場合は、療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断されたもの</p> | | 種類 | 支給対象者 | 支給金額 | 遺族見舞金 | 犯罪行為により亡くなられた方のご遺族 | 70万円 | 重傷病見舞金 | 犯罪行為により重傷病 [*] を負った被害者本人 | 40万円 |
| 種類 | 支給対象者 | 支給金額 | | | | | | | | | |
| 遺族見舞金 | 犯罪行為により亡くなられた方のご遺族 | 70万円 | | | | | | | | | |
| 重傷病見舞金 | 犯罪行為により重傷病 [*] を負った被害者本人 | 40万円 | | | | | | | | | |
| 5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等) | <ul style="list-style-type: none"> ○他県における導入状況(令和7年4月時点) 27/47 都道府県 ○県内市町村における導入状況(令和8年1月時点) 13/44 市町村 | | | | | | | | | | |

【R8当初予算額 37百万円】

(R7当初予算額 14百万円)

県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室 (029-301-2842)

殺人や傷害などの故意の犯罪行為により被害に遭われた方やそのご遺族に対する見舞金支給制度を創設し、被害者等への迅速な支援と経済的負担の軽減を図ります。

1 犯罪被害者等に対する見舞金の支給 (23百万円) 【新規】

- 対象となる犯罪被害
日本国内で発生した人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為による被害
- 支給対象者
犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、県内に住所を有する犯罪被害者及びご遺族
- 見舞金の種類

| 種類 | 支給対象者 | 支給金額 |
|--------|--|------|
| 遺族見舞金 | 犯罪行為により亡くなられた方のご遺族 | 70万円 |
| 重傷病見舞金 | 犯罪行為により重傷病※を負った被害者本人 ※療養の期間が1か月以上（精神疾患の場合は、療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断されたもの | 40万円 |



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

2 性暴力被害者支援体制の充実、犯罪被害者等支援に関する広報啓発等 (14百万円)

- 「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」相談支援窓口運營業務等への支援、医療費の公費負担
- 相談支援窓口の広報啓発（広報カードの配布、ポスター制作等）

主要事業等の概要（案）

県民生活環境部 多様性社会推進課

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|--------|---------|-----------|-------|-----------|--------|--------|--------|---------|---------|------|--------------------|------|-------------------------------|------|---|
| 事業名又は議案の名称 | 国際化・多文化共生社会推進事業 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 予算額 | 42,219千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 現況・課題 | 県内に在留する外国人は、令和7年6月末現在で、10万人を超えるなど、過去最高を記録し、10年前と比較すると、約2倍に増加している。 在留外国人の増加に伴い、安心して生活できる環境を整備するとともに、地域に溶け込み、共に支え合う共生社会の実現に向けた取組を進める必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 必要性・ねらい | 母語による相談・支援体制の充実に加え、新たに外国人への生活ルールの周知徹底や地域に溶け込む仕組みづくりを推進する。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 事業の内容 （事業フロー、年次別・全体計画等） | 1 外国人コミュニティへの生活ルールの啓発（8,700千円） 【新規】 県の巡回啓発員を配置し、宗教施設や外国食材店など、外国人が集まる場所を訪問して、日本の生活習慣やルールについて啓発 2 地域共生コーディネートの推進（12,672千円） 【新規】 地域共生推進員を配置し、市町村・関係団体への助言や、伴走支援を行いながら、地域社会において外国人が円滑に溶け込むための仕組みづくりを推進 3 IBARAKI ネイティブコミュニケーションサポーター制度の推進（14,977千円） ・外国人コミュニティで活躍されている方を「IBARAKI ネイティブコミュニケーションサポーター」として認定 ・生活上の困りごと相談や生活に役立つ情報の周知などを母語で対応 4 外国人受入体制の整備（5,870千円） 災害時における外国人支援に向けた研修の開催 等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 参考事項 （過去の実績、他県の状況、関連データ等） | ○県内の在留外国人数（単位：人） <table border="1" style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">H26 年末</td> <td style="padding: 2px;">R4 年末</td> <td style="padding: 2px;">R5 年末</td> <td style="padding: 2px;">R6 年末</td> <td style="padding: 2px;">R7 年 6 月末</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">52,009</td> <td style="padding: 2px;">81,478</td> <td style="padding: 2px;">91,694</td> <td style="padding: 2px;">102,549</td> <td style="padding: 2px;">106,490</td> </tr> </table> 出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」 ○IBARAKI ネイティブコミュニケーションサポーターの状況 <table border="1" style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse; text-align: left;"> <tr> <td style="padding: 2px;">認定者数</td> <td style="padding: 2px;">104名(24か国・地域、21言語)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">主な国籍</td> <td style="padding: 2px;">ベトナム、スリランカ、中国、フィリピン、インドネシア ほか</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">活動実績</td> <td style="padding: 2px;">1,806件(令和7年4月～12月末) 〔 役所・免許関係手続き同行等 401件 病院への同行等 268件、子育て関係相談対応等 73件、 情報周知 794件 ほか 〕</td> </tr> </table> | H26 年末 | R4 年末 | R5 年末 | R6 年末 | R7 年 6 月末 | 52,009 | 81,478 | 91,694 | 102,549 | 106,490 | 認定者数 | 104名(24か国・地域、21言語) | 主な国籍 | ベトナム、スリランカ、中国、フィリピン、インドネシア ほか | 活動実績 | 1,806件(令和7年4月～12月末) 〔 役所・免許関係手続き同行等 401件 病院への同行等 268件、子育て関係相談対応等 73件、 情報周知 794件 ほか 〕 |
| H26 年末 | R4 年末 | R5 年末 | R6 年末 | R7 年 6 月末 | | | | | | | | | | | | | |
| 52,009 | 81,478 | 91,694 | 102,549 | 106,490 | | | | | | | | | | | | | |
| 認定者数 | 104名(24か国・地域、21言語) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主な国籍 | ベトナム、スリランカ、中国、フィリピン、インドネシア ほか | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 活動実績 | 1,806件(令和7年4月～12月末) 〔 役所・免許関係手続き同行等 401件 病院への同行等 268件、子育て関係相談対応等 73件、 情報周知 794件 ほか 〕 | | | | | | | | | | | | | | | | |

国際化・多文化共生社会推進事業

【R8当初予算額 42百万円】

(R7当初予算額 28百万円)

県民生活環境部多様性社会推進課多文化・協働G (029-301-2174)

共に支え合う共生社会の実現に向け、母語による相談・支援体制の充実に加え、新たに外国人への生活ルールの周知徹底や地域に溶け込む仕組みづくりを推進します。

1 外国人コミュニティへの生活ルールの啓発（9百万円）【新規】

- ・県の巡回啓発員を配置し、宗教施設や外国食材店など、外国人が集まる場所を訪問して、日本の生活習慣やルールについて啓発

2 地域共生コーディネートの推進（12百万円）【新規】 ※県国際交流協会委託

- ・地域共生推進員を配置し、市町村・関係団体への助言や、伴走支援を行いながら、地域社会において外国人が円滑に溶け込むための仕組みづくりを推進

3 IBARAKIネイティブコミュニケーションサポーター制度の推進（15百万円）

- ・外国人コミュニティで活躍されている方を「IBARAKIネイティブコミュニケーションサポーター」として認定
- ・生活上の困りごと相談や生活に役立つ情報の周知などを母語で対応

4 外国人受入体制の整備（6百万円）

- ・災害時における外国人支援に向けた研修の開催等



主要事業等の概要（案）

県民生活環境部 環境政策課

| 事業名又は議案の名称 | 有害鳥獣等緊急対策事業 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|---|-------|--|--|----|----|----|---|---------|-------|----------------------------|---|--------|-------|--|
| 1 予算額 | 31,357千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 現況・課題 | <p>全国各地において人の日常生活圏にクマ類が出没し、人身被害が過去最多となっている。本県はツキノワグマの恒常的な生息域ではないものの、昨年、大子町において約9年ぶりに目撃情報が確認されたことから、出没に備えた対策が必要である。</p> <p>また、近年、鹿行や県南・県西地域への生息域拡大が確認されるイノシシをはじめとする有害鳥獣対策を講じる必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 必要性・ねらい | <p>ツキノワグマの出没に備えた捕獲体制の構築や市町村の資機材整備等を支援するとともに、農林業等の被害防止を図るため、有害鳥獣等の集中的な捕獲を実施していく。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 事業の内容 (事業フロー、年次別・全体計画等) | <p>1 ツキノワグマ対策の強化</p> <p>(1) 捕獲体制の構築【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に備えた捕獲者（ライフル銃使用者）の登録 ・市町村の要請に応じて捕獲者を派遣し、緊急銃猟や見回り等の実施 <p>(2) 普及啓発・捕獲技術の向上【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員等を対象とした緊急銃猟を想定した訓練、研修会の開催 <p>(3) 市町村に対する支援【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制整備（マニュアル策定）、資機材（わな、防御盾）の購入等に対する補助 <p>(4) 狩猟者に対する支援【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマの捕獲に従事しようとする者に対する狩猟免許（第一種銃猟）試験手数料やライフル銃購入費等の補助 ①狩猟免許取得への支援（補助額：1万円（上限）） 補助対象：狩猟免許試験手数料、医師の診断書料 ②ライフル銃取得者への支援（補助額：15万円（上限）） 補助対象：ライフル銃購入費、銃猟所持許可申請手数料等 <p>2 その他の有害鳥獣等対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生息拡大が懸念される地域におけるイノシシ等の集中捕獲 (2) イベントや講習会を通じた県民への意識啓発 (3) 捕獲・目撃情報提供褒賞制度によるキョンの県内侵入防止 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 参考事項 (過去の実績、他県の状況、関連データ等) | <p>○ツキノワグマ目撃情報(R7年度：2件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">日時</th> <th style="width: 25%;">場所</th> <th style="width: 55%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>R7.4.22</td> <td>大子町中郷</td> <td>センサーカメラによりツキノワグマ（成獣）が撮影された</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>R7.6.2</td> <td>大子町高柴</td> <td>ドライブレコーダーの画像を確認した結果、ツキノワグマ（亜成獣）であることが確認された</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 日時 | 場所 | 内容 | 1 | R7.4.22 | 大子町中郷 | センサーカメラによりツキノワグマ（成獣）が撮影された | 2 | R7.6.2 | 大子町高柴 | ドライブレコーダーの画像を確認した結果、ツキノワグマ（亜成獣）であることが確認された |
| | 日時 | 場所 | 内容 | | | | | | | | | | | | |
| 1 | R7.4.22 | 大子町中郷 | センサーカメラによりツキノワグマ（成獣）が撮影された | | | | | | | | | | | | |
| 2 | R7.6.2 | 大子町高柴 | ドライブレコーダーの画像を確認した結果、ツキノワグマ（亜成獣）であることが確認された | | | | | | | | | | | | |

【R8当初予算額 31百万円】

(R7当初予算額 26百万円)

県民生活環境部環境政策課自然・鳥獣保護管理G (029-301-2946)

生物多様性センター (029-301-2940)

ツキノワグマの出没に備えた捕獲体制の構築や市町村の資機材整備等を支援するとともに、農林業等の被害防止を図るため、有害鳥獣等の集中的な捕獲を実施します。

1 ツキノワグマ対策の強化 (13百万円)

(1) 捕獲体制の構築 【新規】

- ・緊急時に備えた捕獲者（ライフル銃使用者）の登録
- ・市町村の要請に応じて捕獲者を派遣し、緊急銃猟や見回り等を実施

(2) 普及啓発・捕獲技術の向上 【拡充】

- ・市町村職員等を対象とした緊急銃猟を想定した訓練、研修会の開催

(3) 市町村に対する支援 【新規】

- ・体制整備（マニュアル策定）、資機材（わな、防御盾）の購入等に対する補助

(4) 狩猟者に対する支援 【新規】

- ・新たに狩猟免許（第一種銃猟）を取得する者やライフル銃を取得しようとする者に対する経費補助



2 その他の有害鳥獣等対策 (18百万円)

(1) 生息拡大が懸念される地域におけるイノシシ・ニホンジカの集中捕獲

(2) イベントや講習会を通じた県民への意識啓発

(3) 捕獲・目撃情報提供への褒賞制度によるキョンの県内侵入防止

令和8年度 森林湖沼環境税活用事業(案)

I 森林の保全・整備

(単位:千円)

| 事業名〔担当課〕 | 主な事業内容 | R8当初予算 | |
|-----------------------------------|--|-----------|-----------|
| | | 歳出額 | うち税充当額 |
| (1) 自立した林業経営による適切な森林の整備・管理 | | 1,183,800 | 915,300 |
| いばらきの森再生事業 〔林業課〕 | ・経営規模の拡大に意欲的な林業経営体が行う再造林、間伐等に対する補助 | 792,000 | 534,500 |
| いばらき林業トップランナー育成支援事業 〔林政課〕 | ・ICT等を活用したスマート林業による生産能力の向上に取り組む経営体の育成に対する補助等 | 200,000 | 189,000 |
| 種苗生産体制整備事業 〔林業課〕 | ・再造林拡大に伴う種子の需要増に応じた採種圃の整備、コンテナ苗の生産に係る技術改良 | 24,000 | 24,000 |
| いばらき木づかいチャレンジ事業 〔林政課〕 | ・モデルとなる非住宅建築物の木造化に係る補助等 | 167,800 | 167,800 |
| (2) 森林環境の保全 | | 267,347 | 267,347 |
| 海岸防災林機能強化事業 〔林業課〕 | ・海岸防災林における松くい虫被害対策 | 203,000 | 203,000 |
| 森林・林業体験学習促進事業 〔林政課〕 | ・森林・林業体験学習の実施 | 38,400 | 38,400 |
| 筑波山ブナ林保護対策事業 〔環境政策課〕 | ・筑波山におけるブナ林の保護対策 | 25,947 | 25,947 |
| 計 | | 1,451,147 | 1,182,647 |

II 湖沼・河川の水質保全

| 事業名〔担当課〕 | 主な事業内容 | R8当初予算 | |
|-------------------------------|---|---------|---------|
| | | 歳出額 | うち税充当額 |
| (1) 生活排水等対策 | | 666,883 | 630,624 |
| 霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業 〔環境対策課〕 | ・高度処理型浄化槽設置に対する補助、単独処理浄化槽等からの転換に伴う宅内配管工事費補助等 | 366,502 | 366,502 |
| 湖沼水質浄化下水道接続支援事業 〔下水道課〕 | ・市町村が行う下水道への接続支援に対する補助 | 150,300 | 150,300 |
| 農業集落排水施設接続支援事業 〔農地整備課〕 | ・市町村が行う農業集落排水施設への接続支援に対する補助 | 26,000 | 26,000 |
| 霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業 〔環境対策課〕 | ・無利子融資制度による排水処理施設の設置促進や工場・事業場の指導等を行う水質保全相談指導員の配置等 | 124,081 | 87,822 |
| (2) 畜産対策 | | 60,087 | 60,087 |
| 良質堆肥広域流通促進事業 〔畜産課〕 | ・良質堆肥等を生産するための家畜排せつ物処理施設等の整備への補助や、堆肥の流域外流通等の取組支援 | 60,087 | 60,087 |
| (3) 県民意識の醸成 | | 47,517 | 47,375 |
| 霞ヶ浦環境体験学習推進事業 〔環境対策課〕 | ・県内小中学生を対象とした霞ヶ浦湖上体験学習の実施 | 30,300 | 30,283 |
| 水質保全市民活動・環境学習等推進事業 〔環境対策課〕 | ・市民団体等による水環境保全活動への補助、自然観察会など環境学習の実施、環境学習の指導者の養成等 | 13,743 | 13,706 |
| 漁場環境・生態系保全活動支援事業 〔水産振興課〕 | ・ヨン帯の保全活動等を行う漁業者等の団体への支援 | 3,474 | 3,386 |
| (4) 水辺環境の保全 | | 219,126 | 219,094 |
| 漁業による水質浄化機能促進事業 〔漁政課〕 | ・未利用魚の回収による窒素・りんへの除去 | 17,739 | 17,739 |
| 釣り魚有効活用促進事業 〔環境対策課〕 | ・釣り人からの外来魚の回収と有効活用 | 4,500 | 4,500 |
| アオコ対策事業 〔環境対策課〕 | ・霞ヶ浦流域や千波湖におけるアオコ回収等 | 5,890 | 5,890 |
| ナガエツルノゲイトウ駆除対策事業 〔環境政策課〕 | ・新利根川等におけるナガエツルノゲイトウ駆除 | 70,000 | 70,000 |
| 霞ヶ浦水質環境改善事業 〔環境対策課〕 | ・霞ヶ浦等の水質改善に向けた調査研究等 | 120,997 | 120,965 |
| 計 | | 993,613 | 957,180 |

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 合 計〔I+II〕 | 2,444,760 | 2,139,827 |
|-----------|-----------|-----------|

主要事業等の概要（案）

県民生活環境部 廃棄物規制課

| | |
|--------------------------------------|--|
| 事業名又は議案の 名 称 | 再生資源物等適正保管推進事業及び不法投棄対策事業 |
| 1 予 算 額 | 再生資源物等適正保管推進費 47,271千円 不法投棄対策費 296,829千円 |
| 2 現況・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例に基づき、すべての再生資源物屋外保管事業場441か所*に対して、立入検査等により適正保管を指導しており、保管状況は79%が適合、困いの状況は、可視化の工事に期間を要するため全体の46%が適合となっている。※令和8年1月末現在 ・不法投棄等の事案対応の初動において、行為者や車両等に関する証拠収集を効率的に行うために、Webカメラを導入しているが、事案への更なる活用が課題になっている。 ・令和元年10月～令和3年2月頃、県北地域等の6市町21か所に、PCB*を含有するシュレッターダスト（裁断された廃プラスチック等）をゲリラ投棄される事案が発生した。令和5年11月に行方者に対し、全量撤去（約430m³）の措置命令を発出したものの履行されず、生活環境への影響が懸念される。 ※PCB… 人体への悪影響が明らかになっている化学物質で、PCB特措法で令和8年度末までの処分が規定されている。 |
| 3 必要性・ねらい | <ul style="list-style-type: none"> ・再生資源物の屋外保管事業者等を対象として、更なる監視パトロール体制の強化を図り、不適正保管を行う事業者への監視指導の強化を図る。 ・不法投棄等事案の初動における証拠収集の強化により、行為者への一層厳正な対応が可能となり、また、監視カメラの配備拡充を周知することにより、不法投棄等事案の抑止を図る。 ・PCBを含有するシュレッターダストの不法投棄事案について、生活環境保全上の支障のおそれを除去する。 |
| 4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等) | <p>1 再生資源物等適正保管推進費【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生資源物の屋外保管事業場数の比較的多い県民センター等に、重点的に指導員（警察OB等）を駐在させ、定期的に監視パトロールを実施 ・県西に4名、県央・県南に各2名の合計8名を配置（パトロール車両を計4台配備） ※県北・鹿行については本庁が担当 <p>2 不法投棄対策費【拡充】</p> <p>(1) Webカメラの配備拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状：5台→拡充後：10台 ・費用（拡充分）：6,925千円（1,385千円／台×5台） <p>※カメラの送受信システム一式を含む。</p> |

(2) PCBを含有するシュレッダーダストの不法投棄事案について、令和8年11月頃（予定）までに全量撤去を行う行政代執行を実施

| | |
|------------------------------------|--|
| 行政代執行費用 145,069 千円（見込） | |
| 県負担（3割）※ ¹ 43,521 千円 | （公財）産業廃棄物処理事業振興財団の 支援（7割）※ ² 101,548 千円 |

※1 県負担（43,521 千円）の8割が交付税措置されるため、県の実質負担額は8,704 千円

※2 産業廃棄物処理事業振興財団：産業廃棄物の不法投棄等事案に対して、都道府県等による行政代執行費用の支援等を行っている環境省所管の公益財団法人

5 参考事項

（過去の実績、他県の状況、関連データ等）

○再生資源物屋外保管事業場の地域別件数 （令和8年1月末現在）

| 地域 | 県北 | 県央 | 鹿行 | 県南 | 県西 | 合計 |
|------|----|----|----|-----|-----|-----|
| 事業場数 | 35 | 68 | 45 | 106 | 187 | 441 |

○再生資源物屋外保管事業場への指導状況

（令和8年1月末現在）

| 基準不適合の内容 | 事業場総数 | 改善状況 | | | | |
|--|--------|---------------|-----|-----|-----|------|
| | | 20% | 40% | 60% | 80% | 100% |
| 保管状況が不適 ・積上げ高さが超過 ・保管単位（面積）が過大 等 | 441事業場 | 79%適合（349事業場） | | | | |
| 囲いの状況が不適 ・囲いが未設置 ・囲いの可視化が未実施 | | 46%適合（201事業場） | | | | |

○不法投棄件数の推移

| 年度 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|----|-----|-----|----|-----|-----|
| 件数 | 197 | 171 | 87 | 105 | 112 |

【参考資料】

PCBを含むシュレッダーダスト不法投棄事案について

1 発生場所の位置図



2 発生現場の状況



ブルーシートで覆蓋している現状 (⑮)



ブルーシートを外した状況 (㉑)

主要事業等の概要（案）

県民生活環境部 資源循環推進課

| | |
|--------------------------------------|---|
| 事業名又は議案の 名 称 | 新最終処分場整備関連事業【継続】 |
| 1 予 算 額 | 13,750,794千円 |
| 2 現況・課題 | <p>日立市諏訪町に整備する新産業廃棄物最終処分場「エコみらいひたち」について、令和6年5月に事業主体である（一財）茨城県環境保全事業団が処分場本体工事に着手し、敷地造成工事、防災調整池及び浸出水処理施設の設置工事などを実施している。</p> <p>埋立地造成工事における盛土材の確保や、搬入ルートとして併せて整備している新設道路の法面对策など現場条件に応じた施工が課題となっている。</p> |
| 3 必要性・ねらい | 令和8年度末の供用開始を目指し、安全性を最優先とした新最終処分場及び新設道路の整備を計画的に進める必要がある。 |
| 4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等) | <p>1 新最終処分場整備推進事業【継続】 5,677,363千円 （一財）茨城県環境保全事業団への整備費に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新最終処分場の整備に対する環境省の廃棄物処理施設整備交付金と同額を（一財）茨城県環境保全事業団へ出捐 【197,490千円】 ・新最終処分場の整備に必要な資金を同事業団へ貸付 〔貸付条件：償還期間23年、有利子〕 【5,471,336千円】 <p>2 新最終処分場周辺道路整備事業【継続】 8,073,431千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山側道路から県道日立常陸太田線までを結ぶ新設道路の整備 ・県道日立常陸太田線整備等（片側歩道整備、油縄子交差点改良） <p>※振替配当により土木部で実施（公共事業）</p> |

【R8当初予算額 13,751百万円】

(R7当初予算額 9,202百万円)

県民生活環境部資源循環推進課新最終処分場整備室 (029-301-3015)

令和8年度末の新最終処分場の供用開始を目指し、埋立地の敷地造成工事、防災調整池及び浸出水処理施設の設置工事など各種工事を着実に推進します。

○新最終処分場整備推進事業 (5,677百万円)

新最終処分場の整備・運営主体である(一財)茨城県環境保全事業団に対する支援等

- ・国交付金と同額を同事業団へ出捐
- ・必要な整備資金を同事業団へ貸付
〔貸付条件〕償還期間23年、有利子

新最終処分場整備費及び財源計画 (億円)

| | | R6~R7 | R8 | 総事業費見込 |
|-----|------|--------------------|-------------------|--------|
| 整備費 | | 62.4 ^{※1} | 71.5 | 269 |
| 財源 | 国交付金 | 13.6 | 8.4 | 33 |
| | 県出捐金 | 13.6 | 8.4 ^{※2} | 33 |
| | 県貸付金 | 35.2 | 54.7 | 189 |
| | 自己資金 | — | — | 14 |

※1 R6~R7整備費は、R7→R8繰越予定を含む。

※2 R8国交付金及び県出捐金については、R7補正分を含む。

○新最終処分場周辺道路整備事業〔公共〕(8,074百万円)

- ・新設道路の整備(トンネル、橋りょう、道路改良)
- ・県道整備等(県道日立常陸太田線片側歩道整備、油縄子交差点改良)

整備状況(2025年12月撮影)



新最終処分場完成イメージ図



新産業廃棄物最終処分場周辺道路整備事業概要

位置図



新設道路の計画概要

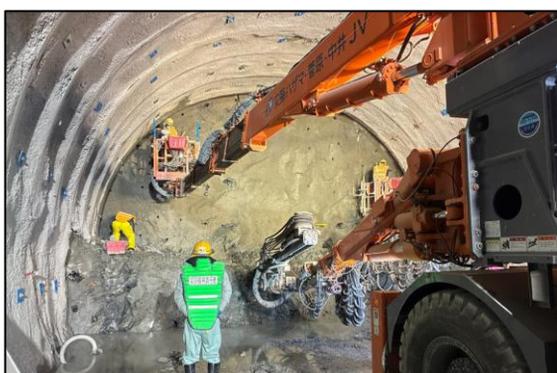
- ① 道路種類 県道(日立常陸太田線)
- ② 事業区間 日立市大久保町～同市諏訪町
- ③ 延長 約4.0km
- ④ 概算事業費 約157億円 (2026年2月時点)
 ※従来 約120億円 (2023年2月公表)

○ 主な増額要因

- ・ 法面やトンネル等に係る安全対策及び現場条件に応じた工法変更等への対応 … 約28億円
- ・ 労務費や工事資材価格の上昇への対応 … 約9億円



▲法面工((仮称)第2号橋の北側)施工状況



▲(仮称)大久保町第2トンネル施工状況

提出議案（条例は除く）の概要

県民生活環境部 多様性社会推進課

| | |
|------------|---|
| 議案の名称 | 男女共同参画の推進に関する基本的な計画について |
| 1 策定の趣旨・根拠 | <p>男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で活動機会が確保され、共に責任を担う男女共同参画社会の実現に向けた県の取組の方向性を示すため、令和8年度からの新たな「男女共同参画基本計画」を策定するもの。</p> <p>※根拠法令 「男女共同参画社会基本法」第14条第1項 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第1項 「茨城県男女共同参画推進条例」第8条</p> |
| 2 計画の主な内容 | <p>(1) 計画の名称 茨城県男女共同参画基本計画(第5次) ～誰もが個々の能力を発揮できるダイバーシティ社会を目指して～</p> <p>(2) 計画期間 令和8年度～令和12年度（5か年計画）</p> <p>(3) 計画の概要 ※詳細は、別添「茨城県男女共同参画基本計画（第5次）（案）の施策体系と主な取組」のとおり）</p> <p>第1章 計画策定の基本的な考え方 I 計画の概要 II 男女共同参画を取り巻く現状</p> <p>第2章 基本計画 I 計画を推進するための基本的方向 基本目標 I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現 基本目標 II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化</p> <p>II 推進体制と進行管理</p> |
| 3 策定経過等 | <p>令和7年9月17日 第1回審議会、諮問</p> <p>令和7年10月16日 パブリックコメント・市町村意見聴取 ～11月15日 （パブリックコメント意見：12件、 市町村意見：7件）</p> <p>令和7年12月18日 第2回審議会</p> <p>令和8年1月16日 答申</p> <p>令和8年1月29日 庁議において計画案決定</p> |

茨城県男女共同参画基本計画(第5次)(案)の施策体系と主な取組

別添

| 基本目標 | 施策の方向性 | 主な取組 |
|---|---|---|
| I 男女共同参画の推進による多様な幸せ(well-being)の実現 | 1 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現 | (1)働きやすさを実感できる環境の実現 (2)仕事と育児・介護の両立支援 |
| | 2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | (1)地方公共団体や企業・団体等における女性の参画拡大 |
| | 3 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境の整備 | (1)女性が輝く社会の実現 |
| | 4 生涯を通じた男女の健康への支援 | (1)学童期からの健康教育の推進 (2)妊娠・出産の希望がかなう社会づくり (3)人生百年時代を見据えた健康づくり (4)医療分野における働きやすい環境づくり |
| | 5 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進 | (1)安心・安全なテクノロジーの利用環境の整備 (2)科学技術を担う人財育成 |
| | 6 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 | (1)身体的、精神的苦痛を含むあらゆる暴力の根絶、被害者の保護・支援に向けた環境づくり (2)男女が互いの人権を尊重する社会づくり (3)インターネットを利用した性暴力等への対応 |
| | 7 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と誰もが安心して暮らせる環境の整備 | (1)安心して子どもを育てられる社会づくり (2)困難を抱える子どもへの支援 (3)高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 |
| | 8 防災・復興における男女共同参画の推進 | (1)災害・危機に備えた危機管理体制の充実強化 |
| II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化 | 1 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進 | (1)女性や若者等呼び込む茨城づくり (2)地域力を高める「人財」育成とコミュニティカの向上 (3)農林水産業の未来の担い手づくり (4)地域・農山漁村における女性の参画拡大 |
| | 2 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 | (1)安心して子どもを育てられる社会づくり (2)地域包括ケアシステムの構築 |
| | 3 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 | (1)多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会の実現 (2)新しい時代に求められる能力の育成 (3)生涯にわたる学び |

令和8年第1回定例会

防災環境産業委員会資料

令和7年度県出資法人等経営評価結果について

(公財)いばらき文化振興財団・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(公財)茨城県国際交流協会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

(一財)茨城県環境保全事業団・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

令和8年3月12日
県民生活環境部

| 番号 | 法人名 | | 決算状況等 | | | 総合的所見等 | 左に係る対応 |
|--------|--------------------|---------------|---------------|--------------|--------|--|--|
| | <評価区分> | | | | | | |
| | 所管課 | | | | | | |
| 1 | (公財)いばらき文化 振興財団 | 出資 | 基本財産 | 県出資額 | 県出資比率 | <p>令和6年度の大洗水族館の入館者数は、人気キャラクターとのコラボ事業や特別企画の実施、インバウンドへの対応など、民間出身の館長のもと、経営戦略に基づく各種の誘客活動を展開した結果、歴代2位となる1,263千人(前期差54千人増)を記録した。</p> <p>決算状況は、県民文化センターの指定管理事業終了を受け、経常収益3,311百万円(前期差124百万円減)、当期経常増減額333百万円(前期差226百万円減)となった。</p> <p>引き続き、大洗水族館事業は、海の総合ミュージアムとして、常に新しい魅力を発信し環境問題にも取り組みながら、一層のサービス向上により入館者の満足度を高め、入館者数等の確保に努めるとともに、経営の効率性を高め、財務基盤の強化を図られたい。</p> <p>文化振興事業については、法人が持つ文化芸術に関するマネジメント力を活かした関係団体への支援事業を展開し、文化振興に関わる人材育成を促進するなど、新しい取り組みが実施されたところである。</p> <p>引き続き、未来を見据えた文化芸術に興味関心を促す仕組みづくりと県民の自発的な芸術文化活動を促進するための効果的な支援に取り組むとともに、公的助成金や企業協賛金などによる財源確保と合わせて、関係団体や市町村との連携・協働をより一層強化し、県域全体を見据えた文化活動の活性化と文化振興の拡大を推進されたい。</p> | <p>令和7年度の大洗水族館事業については、人気キャラクターとのコラボイベントやサメの繁殖・研究成果を活かした特別企画を実施するなど新たな魅力を継続的に発信するとともに、首都圏での認知度強化を狙ったプロモーションなどを展開したことで、12月末時点の入館者数は、開館年度に次ぐ歴代2位で好調に推移している。</p> <p>また、環境問題については、「いばらき大外来種展」の開催に合わせて、水族館でSDGsを学ぶイベントを実施することで、未来を考えて行動するきっかけの提供に取り組んだところである。</p> <p>文化振興事業については、関係団体と連携して本県ゆかりのアーティストによる県内巡回公演等を開催する文化振興マネジメント事業において、新たな連携先を開拓し事業を拡充したほか、本県出身の新進演奏家等で編成した楽団による演奏会を開催するなど、鑑賞者増や企業協賛金の活用等による収益力強化に努めながら、引き続き文化芸術活動の支援や県民の文化芸術に接する機会の提供などに取り組んでいるところである。</p> <p>こうした取り組みにより、令和7年度の経常収益は、令和6年度に引き続き黒字となる見込みである。</p> <p>県としては、今後も持続可能な経営体制が維持できるよう、一層の誘客促進やサービスの向上、収益確保などに取り組んでいくよう指導していく。</p> |
| | | | 30,000千円 | 30,000千円 | 100.0% | | |
| | 決算 | 前期正味 財産増減額 | 当期正味 財産増減額 | 正味財産 期末残高 | | | |
| | | 558,712千円 | 332,911千円 | 3,115,698千円 | | | |
| <概ね良好> | 資産 | 資産 | 負債 | 正味財産 | | | |
| 生活文化課 | | 3,855,789千円 | 740,091千円 | 3,115,698千円 | | | |

| 番号 | 法人名 | | 決算状況等 | | | 総合的所見等 | 左に係る対応 |
|----------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|--|
| | <評価区分> | | | | | | |
| | 所管課 | | | | | | |
| 2 | (公財)茨城県国際交流協会 | 出資 | 基本財産 | 県出資額 | 県出資比率 | <p>令和6年度は、新規事業の受託等により、経常収益は137,851千円(前期差21,668千円増)、当期経常増減額は1,047千円(前期差585千円増)となり、3期連続で黒字を計上した。</p> <p>法人運営においては、自己収益比率の低下(前期比2.46ポイント減)が見られるため、引き続き、民間助成金の獲得や法人ホームページへのバナー広告の掲載、賛助会員の加入増など自主財源を確保するとともに、管理費等の経常経費削減に努め、財務基盤の強化を図りたい。</p> <p>上海事務所については、対日投資や県産品の販路拡大といった地域間の経済交流に欠かせない拠点となっていることから、県と連携し、中国企業等との更なる関係構築に向けた取り組み強化を図りたい。</p> <p>在留外国人が増加する中、地域社会において外国人が一員として県民と共生し活躍するためには、当法人が果たす役割は重要であることから、引き続き、多様な主体と連携を図りながら、外国人の状況とそのニーズに対応した効果的な事業を展開し、本県の国際交流・協力の促進及び多文化共生の地域づくりの推進に取り組まれない。</p> | <p>令和6年度は、外国人相談センターの運営、地域における日本語教育の体制強化に加え、外国人が母語で生活相談や情報提供を受けられるIBARAKIネイティブコミュニケーションサポーター制度の推進など、在留外国人の支援に取り組んだ。今後も在留外国人の増加が見込まれることから、外国人が地域社会の一員として県民と共生し活躍できる環境の整備に向けた事業を実施していくよう指導していく。</p> <p>上海事務所については、中国との経済交流を一層促進するため、本県の産業拡大に向け、県と連携し、対日投資の促進、企業等の活動支援、情報収集・提供等を実施できるよう支援していく。</p> <p>また、管理費等の経常経費削減に取り組むとともに、自己収益比率の改善に向け、民間助成金の獲得やホームページへのバナー広告の掲載、賛助会員の加入増など自主財源の確保に努めるよう、引き続き指導していく。</p> |
| | | | 491,400千円 | 300,000千円 | 61.1% | | |
| | | 決算 | 前期正味財産増減額 | 当期正味財産増減額 | 正味財産期末残高 | | |
| | | | 462千円 | 1,036千円 | 556,181千円 | | |
| <概ね良好> | 資産 | 資産 | 負債 | 正味財産 | | | |
| 多様性社会推進課 | | 567,720千円 | 11,539千円 | 556,181千円 | | | |

| 番号 | 法人名 | | 決算状況等 | | | 総合的所見等 | 左に係る対応 |
|----|----------------|--------------|-------------|--------------|----------|---|--|
| | <評価区分> | | | | | | |
| | 所管課 | | | | | | |
| 3 | (一財)茨城県環境保全事業団 | 出資 | 基本財産 | 県出資額 | 県出資比率 | <p>令和6年度は、埋立廃棄物受入量が計画を下回り、経常収益は1,926百万円(前期差1,113百万円減)、当期経常増減額は339百万円(前期差383百万円減)となったが、黒字を維持しており経営は安定している。引き続き、費用縮減に取り組むなど経営の効率性を高め、財務基盤の強化を図りたい。</p> <p>現産業廃棄物最終処分場については、埋立て可能な残余容量を踏まえ、埋立終了時期を見据えた計画的な管理運営に努められたい。</p> <p>新産業廃棄物最終処分場については、令和8年度末供用開始に向けた整備が進められており、地域住民への情報発信により地元の理解を得ながら、県と一体となって事業の推進に取り組むとともに、事業の透明性確保と適正なコスト管理に努められたい。</p> <p>今後も、各事業の推進を通じて、本県の産業活動の健全な発展と県土の環境保全に寄与されたい。</p> | <p>現在の最終処分場「エコフロンティアかさま」について、県内産業廃棄物の適正処理を確保する必要があることから、新産業廃棄物最終処分場「エコみらいひたち」が開業するまでの間、切れ目なく廃棄物を受け入れられるよう、計画的な管理運営を指導していく。</p> <p>また、「エコみらいひたち」の整備については、事業の透明性確保と適正なコスト管理が図られるよう指導していくとともに、施設の安全性を最優先とし、地域との調和を図りながら、県と法人が一体となって推進していく。</p> <p>産業廃棄物最終処分場は、循環型社会の形成に欠かすことのできない基盤施設であることから、今後も引き続き、適切な管理運営や安定的な経営が図られるよう指導していく。</p> |
| | | 決算 | 前期正味財産増減額 | 当期正味財産増減額 | 正味財産期末残高 | | |
| | <概ね良好> | 資産 | 負債 | 正味財産 | | | |
| | 資源循環推進課 | 18,254,532千円 | 1,307,731千円 | 16,946,801千円 | | | |